

水第6号議案

横浜市水道料金等在り方審議会条例の制定

横浜市水道料金等在り方審議会条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道料金等在り方審議会条例

（設置）

第1条 横浜市における水道事業の経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、横浜市水道料金等在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 水道料金体系の在り方の検討に関すること。
- (2) 水道料金水準の在り方の検討に関すること。
- (3) 水道利用加入金の在り方の検討に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、管理者が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるた

め必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条各号に掲げる事項に係る答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

横浜市における水道事業の経営基盤の強化を図る目的で、水道事業管理者の附属機関として横浜市水道料金等在り方審議会を設置するため、横浜市水道料金等在り方審議会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方公営企業法（抜粋）

(事務処理のための組織)

第14条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。